

ID: 135

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	目的外使用の承認		
例規名 根拠条項	長門市生活改善センター条例施行規則 第4条ただし書		
例規番号	平成17年規則第113号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (施設、設備の使用に関する規定)  第4条 生活改善センターの施設、設備の使用については、第2条に規定する目的以外の使用は禁止するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日